

父母の離婚等で、父母の一方の戸籍に在籍している子を他方の戸籍に入籍させる手続き
(福岡家庭裁判所)

以下では父母の離婚に伴う子の戸籍の移動について説明していますが、それ以外にも、「子の氏の変更許可」が必要な場合があります。

I

家庭裁判所で、子の氏の変更許可の申立てをしてください。

【必要なもの】

- ①申立書(家庭裁判所で用紙を準備しています。裁判所HPからダウンロードすることもできます。)
- ②父(母)の戸籍全部事項証明書(子が在籍しているもの)
- ③母(父)の戸籍全部事項証明書

・②、③について、離婚の記載のある、発行から3か月以内のものごの提出をお願いします。
・許可後の「入籍届」時に、戸籍全部事項証明書が必要な場合があります。「入籍届」を父母の本籍地以外の市区町村役場に提出される予定の方は、戸籍全部事項証明書を請求される際に、あらかじめ、2通ずつ請求されることをお勧めします(以下のIIをご参照ください)。

④子1人につき収入印紙800円分

⑤郵便切手 84円(事案に応じて、追加提出をお願いすることがあります。)

※家庭裁判所に申立書を持参して提出する場合は、印鑑(認印)を持参してください。

※郵送で申立てをする場合は、申立書の記名押印欄に押印してください。訂正した部分には訂正印を押してください。

※このほかにも、書類が必要になる場合があります。詳しくは、申立てをする家庭裁判所にお尋ねください。

【申立人】

子

※15歳以上の場合は子本人が、14歳以下の場合は、子の親権者が代理人として申立てを行います。

【申立先】

子の住所地を管轄する家庭裁判所

※管轄区域については、福岡家庭裁判所のホームページまたは電話で、ご確認ください。

【郵送で申立書を提出する際の確認事項について】

郵送提出する場合は、以下の点にご注意ください(発送前に再確認してください)。

上記【必要なもの】の①～⑤が、すべて、封筒に入っていますか？

申立書に、署名(又は記名)、押印、訂正印がありますか？

※子が15歳以上の場合は子本人の署名(又は記名)、押印が必要です。

本籍欄は、戸籍全部事項証明書のとおりに記載されていますか？

申立書に、連絡先の電話番号を記載していますか？

上記の点または、その他補正を要する部分がある場合は、家庭裁判所への来庁をお願いすることがあります。

【お問い合わせ先】

福岡家庭裁判所のホームページで、管轄する家庭裁判所(本庁又は支部)をご確認いただき、電話等でお問合せください。

II

家庭裁判所から許可書が届きましたら、市区町村役場で、「入籍届」を提出してください(入籍届をするまでは戸籍の記載が変更されません)。

※入籍届をする役場は、通常、子の戸籍の本籍の所在地又は現在の住所地を管轄する市区町村役場です。父母の本籍地以外の役場に入籍届を提出する場合は、家庭裁判所に提出したものと別に、入籍先の役場にない父又は母(もしくは父及び母)の戸籍全部事項証明書も提出する必要があります。具体的な入籍届の届出方法、必要な戸籍については、提出する市区町村役場にお問合せください。